

公共労速報 No.287

2019年 9月20日 公立学校共済組合職員労働組合 TEL03-3872-6175

そうだ！年休を取ろう！！

年休を取得すれば、自分の健康保持にもなるし、職場環境の改善に繋がります。それが、自分のため仲間のためになり、病院のためにもなるんです。

ようやく、残暑も一段落したところですが、毎日の業務でお疲れではないですか？

公共労の2019アンケートでも、普段の仕事でどの程度身体が疲れますか？という設問に対して「とても疲れる54.7%」「やや疲れる41.0%」ということで95.7%の方が「疲れる」と回答しています。今の職場で不満に思うことの4位が「休暇が取れない・少ない9.49%」そして、労働条件改善要求では

「年休などが取れる職場とするため、実態にあった人員配置を行うよう病院を指導し、全職種の大増員を行うこと」が1位（10.4%）になっています。普段の仕事で疲れていても休暇が思うように取れていない職場の実態が浮き彫りになっています。



皆さんは、8月30日付けの共済組合の理事長名、総務部長名による病院長への通知をご存知ですか？これら2つの文書は、年次有給休暇の取得促進を病院長に通知したもので、「年次有給休暇の取得促進に引き続き取り組んでいただくとともに、年次有給休暇の取扱いについて労働基準法等の関係法令を遵守するよう、関係職員への周知徹底をお願いします。」（理事長）「勤務時間や休暇の管理に際しては、職員に誤解を与える説明や対応がないようご注意ください。例えば、年次有給休暇の取得について労働者から申出があった場合、使用者は時季の変更は可能ですが、「拒否」はできないこととされております。（休暇が連続となる場合も同様です。）」（総務部長通知）と年休取得に関しての労基法遵守を病院長に通知しています。

「そんなことを言っても、人が足りないし年休申請なんて出来ない」なんて思っているのはダメです。年休申請を拒否することは、労基法違反です。皆さんの職場を「違法な職場」にしてはいけません。人員不足が原因なら、それを解消するのは病院の役割です。

ですから堂々と年休を申請していいんです！

本部からの通知を活かして、職場環境の改善を進めるためにもみんな年休を取りましょう！

疲れたときには**「そうだ！年休を取ろう！！」**です。

